

地域生活支援体制の機能を担う事業所となる場合の運営規定等の届出について

○ 運営規程の変更届について

下記の記載例を参考に運営規程へ項目の追加を行い、「変更届出書」とともに保健福祉総務課へご提出ください。

また、「変更届出書」の変更年月日は、「地域生活支援体制の機能を担う事業所登録申請書」の開始予定日と同じ日付としてください。

【記載例】

運営規程の記載例	作成に当たっての留意事項
<p>その他運営に関する重要事項 (地域生活支援体制の機能を担う事業所) 第〇〇条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成18年厚生労働省告示第395号第一の二の3)に規定する地域生活支援体制として次の機能を担う</p> <p>(1) 相談 親元からの自立等に当たっての相談や地域での暮らしの相談等、障がい児者やその家族からの相談に応じる機能</p> <p>(2) 緊急時の受け入れ・対応 緊急時の相談支援、介護者の突発的な急病等の場合に備え、短期入所における緊急受入を行う機能</p> <p>(3) 体験の機会・場 親元からの自立等に当たって、グループホームや短期入所において宿泊体験を提供する機能</p> <p>(4) 専門的人材の確保・養成 専門的な対応を行うことができる体制の確保やそのような支援を行うことができる専門的な人材の養成を行う機能</p> <p>(5) 地域の体制づくり コーディネーターの配置や地域の体制構築等を行う機能</p>	<p>各事業所の実態に応じて、(1)から(5)のうち実際に担う機能を記載してください。</p> <p>※ 左記に示した運営規程は記載の一例であり、各事業所の実態に応じた規定とし、地域生活支援体制について内容をご理解いただいた上で作成をお願いします。</p> <p>※ 左記に示した5つの機能のうち、<u>事業所として担う機能のみ</u>運営規定へ追加してください。</p>

○ 加算に関する体制届について

地域生活支援体制に係る各種加算の算定を希望する場合は、加算の算定を予定する月の前月15日までに、「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」及び「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」を併せてご提出ください。各種加算の算定を希望しない場合は、体制届の提出は不要です。

※ 当該加算を算定することがわかるよう、体制等状況一覧表の「地域生活支援拠点等」を該当としてください。